

松山市長 野 志 克 仁

松山市企業脱炭素投資促進補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市企業脱炭素投資促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市内における地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚並びに企業の経営活動における脱炭素の促進を図るため、金融機関のサステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」という。）の利用に係る取組についての目標の評価に要する経費を支払った者に対し、予算の範囲内において、松山市企業脱炭素投資促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サステナビリティ・リンク・ローン 国際的なシンジケートローン市場に参加する金融機関の代表で構成されるローン・マーケット・アソシエーション等が策定するサステナビリティ・リンク・ローン原則（以下「SLLP」という。）及び環境省が策定するグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年度版（以下「ガイドライン」という。）第3章第1節1に掲げる、借り手が野心的なSPTsを達成することを奨励するローンをいう。

(2) SPTs SLLPにおいて定義する、借り手のサステナビリティの向上に向けた取組を促すために設定する、借り手の環境・企業・社会統治に係る戦略又は重要業績評価指数と整合した取組の目標をいう。

(3) 評価機関 次に掲げる者をいう。

ア 金融庁に信用格付業者として登録された格付会社

イ アに掲げる格付会社により、S L LのフレームワークがS L L Pに整合し、S P T sを評価する実施体制が整っていると評価された金融機関及び金融機関係列の研究機関

ウ S P T sの評価に関し、十分な実績があると市長が認めた法人  
(補助金の対象等)

第3条 補助金の対象となるS L Lは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該S L Lの利用に係る取組の目標の設定において、脱炭素又は脱炭素につながる環境指標の改善に関する目標を定めていること。

(2) 前号に規定する取組の目標に関して、S L L Pに諮り、評価機関が適合していると評価したものであること。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該S L Lを契約するに当たり、目標がS L L P及びガイドラインに整合的である旨を評価した評価機関に支払った手数料（評価機関による評価以外の当該S L Lの契約に係る事務手数料等を除く。）とする。

3 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する法人若しくは個人又は市内に事業所を有する法人で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が適当と認めたときは、この限りでない。

(1) 補助対象経費を直接支払っていること。

(2) 当該S L Lに関して他の制度による助成を受けていないこと。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社に該当していないこと。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が100,000円を超えるときは、100,000円）以下の額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の額の算出に当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和6

3年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に前項に規定する割合を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該SLLに係る金融機関の融資の契約の日から起算して1年を経過する日までかつ設備投資の場合はその設備が完成する日までに、松山市企業脱炭素投資促進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書面等を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象者と金融機関の間で締結された融資契約書の写し
- (2) 評価機関に支払った補助対象経費の領収書の写し
- (3) 補助対象者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又は現在事項全部証明書の写し及び直近年度の貸借対照表の写し
- (4) 補助対象者が個人である場合にあっては、住民票の写し及び直近年の確定申告書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、松山市企業脱炭素投資促進補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を当該申請書を提出した補助対象者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、当該申請書に形式上の不備があると認めるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、当該申請者が当該期間内に補正をしないときは、同条の規定による申請をしなかったものとみなす。
- 3 市長は、第4条第2項ただし書の規定による補助金の額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税若しくは地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 第1項の規定による審査は、前条の規定による申請（第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正後の申請）を受け付けた順序により行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があつたときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付変更申請）

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合又は補助金の交付の申請を取り下げる場合には、速やかに松山市企業脱炭素投資促進補助金交付変更交付・申請取下承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。

（補助内容等の公表）

第10条 市長は、交付決定者の名称、代表者名、補助内容等を公表することができるものとする。

（協力）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、SLLに掲げる目標の内容及び達成状況、脱炭素経営に関する取組に関する情報等の提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年7月1日以後に融資の契約が締結されたS  
LLについて適用する。